

# 障害児教育における「個別の指導計画」の実践に関する一考察

## — 養護学校を中心に —

姉崎 弘\*

障害児教育における「個別の指導計画」の実践の現状と課題を分析し、この実践を今後推進する上での課題解決の方策を検討した。特に、「個別の指導計画作成の目的を理解すること」「教員の専門性を向上させる研修の重要性」を指摘した。「個別の指導計画」を授業に生かすためには、「個別の指導計画」の作成のみならず、それを十分に把握して授業構想を練れる教師の専門性が求められる。またケース検討が十分に行えない場合でも、担当教師が責任を持って個別の指導方針を決定し、保護者等にわかりやすく説明できる力量が問われている。今後、障害児教育担当教員の専門性を高め、資質能力を一定水準に保持するためには、現行の教員のステージ研修を根本的に見直し、初任者研修の他に、教職5年目研修や10年目研修、障害児教育担当新任者研修に、校内での「個別の指導計画」の作成と実施、評価などを位置づけることが教員研修制度の課題としてあげられる。

キーワード：障害児教育 個別の指導計画 養護学校 教員研修 教員の専門性の向上

### 1. はじめに

平成11年3月に盲・聾・養護学校学習指導要領等が改訂され、障害児教育の分野においては、自立活動の指導並びに重複障害者の指導に関して「個別の指導計画」の作成が新たに義務付けられた<sup>1)</sup>。これは、これまでの「個に応じた指導」の一層の充実ないし徹底化をねらったものである。その背景にはアメリカのIEP (Individualized Education Program) などの取り組みの影響もあげられる。今後わが国の障害児教育においては、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえて作成された「個別の指導計画」に基づいた日々の授業のあり方が真に問われることになる。学習指導要領等の改訂から3年余りが経過した今日、全国の盲・聾・養護学校では、「個別の指導計画」の作成と実践が盛んに行われている<sup>2)</sup>。また障害児学級<sup>3)</sup>や通級指導教室<sup>4)</sup>においても、「個別の指導計画」の作成が少しずつ進展しつつある。今後は、通常学級に在籍する軽度発達障害児、たとえば、学習

障害 (LD) 児や注意欠陥多動性障害 (ADHD) 児などにも「個別の指導計画」の作成がニーズとして求められることになると考えられる。

このように、「個別の指導計画」作成の義務化は、わが国の障害児教育の充実・発展において画期的な取り組みであり、その教育成果が期待される昨今である。「個別の指導計画」の作成が義務化されたことによって、障害児教育現場では、これまでも増して、児童生徒一人一人の指導計画や授業の在り方について話し合いが活発化し、一人一人の教育的ニーズに基づく授業づくりや学校づくりに取り組む姿が見られるようになってきた。しかしながら、その一方において、この「個別の指導計画」を作成する取り組みが、養護学校等の障害児教育現場の負担になったり、あるいは早くも形骸化するのではないかという懸念<sup>5)</sup>も散見され、その問題点が浮き彫りにされてきている。

本稿では、「個に応じた指導」を具現化するための「個別の指導計画」の実践が障害児教育現場に根付き、形骸化することなく真の教育成果を上げるためには、今日的にいかなる取り組みが求められるのかについて、養護学校での取り組みを中心に問題点を整理し課題解決のため

\* 三重大学教育学部障害児教育講座

の方策を考察することを目的とする。

## 2. 「個別の指導計画」の現状と課題

### — 養護学校を中心に —

平成 11 年改訂の盲・聾・養護学校学習指導要領は、小・中学部においては平成 14 年度から完全実施され、高等部においては平成 15 年度から学年進行で実施される。自立活動に関しては、移行措置において平成 12 年度より実施されており<sup>9)</sup>、このため「個別の指導計画」の作成に関しても平成 12 年度から実施されている。平成 11 年に全国の知的障害養護学校を対象に実施した調査<sup>10)</sup>によると、「個別の指導計画」の作成率は、小学部 60%、中学部 60%、高等部 55%であった。また平成 12 年に全国の国立大学附属養護学校 41 校を対象に実施した調査<sup>11)</sup>によると、「個別の指導計画」の作成率は、小学部 72%、中学部 69%、高等部 75%であった。作成率は平均 7 割を超え、前年度の調査結果に比べて増加傾向がみられ、新学習指導要領の告示に合わせて急ピッチで取り組み始めた学校が多いことがわかる。一方、肢体不自由養護学校では、「養護・訓練（現自立活動）」の指導に関しては、これまで全国の各学校がそれぞれに「個別の指導計画」を作成してきた経緯があり<sup>12)</sup>、知的障害養護学校よりも一早く取り組まれている。このため、自立活動の指導の「個別の指導計画」の作成に関しては比較的早くから実施されている。平成 13 年に全国の盲・聾・養護学校を対象に実施した調査<sup>13)</sup>によると、ほとんどの養護学校で「個別の指導計画」が作成されており、特に知的障害養護学校と肢体不自由養護学校では自立活動の指導に限らず全ての指導領域で「個別の指導計画」を作成している傾向にあることが報告されている。この結果は、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする<sup>14)</sup>、という学習指導要領上の規定によるものと考えられる。

「個別の指導計画」の実践における成果としては、例えば、授業検討会などいろいろな場所で、一人一人の児童生徒について常に重点指導

目標に戻って話し合われるようになり、重点指導目標と各教科・領域の目標とのつながりに対する教師の意識が高まったこと<sup>15)</sup>、指導記録を活用した評価が、児童生徒の真の姿への気づきを促し、指導目標の見直しと教師の指導方法の改善につながり、児童生徒の変容をもたらしたこと<sup>16)</sup>などが報告されている。

次に、「個別の指導計画」の実践上の問題と課題について、学習指導要領が改訂された平成 11 年から平成 14 年までの間に、日本特殊教育学会で発表された内容（シンポジウムや口頭・ポスター発表）および障害児教育現場向けの実践誌『季刊特別支援教育』『養護学校の教育と展望』『発達の遅れと教育』『肢体不自由教育』を主な対象として分析を行った。その結果、次のような問題と課題があげられた。

- ① 学校に「個別の指導計画」作成の必要性を感じていない教員がいることや「個別の指導計画」が形骸化し活用されないこと<sup>17)</sup>から、「まず教師が個別の指導計画を作成する必要性を正しく理解すること」がこの実践を進める上での第一の課題としてあげられる。
- ② 具体性を追求していくと書く項目が増え、評価も含めると分量が膨大になり、作成するだけで相当な労力になり継続があやぶまれること<sup>18)</sup>から「授業実践に生かすという観点から個別の指導計画作成に伴う多大な労力を削減する工夫」が必要である。
- ③ 保護者の願いについては、積極的に話してくれる人とそうでない人がいて難しいこと<sup>19)</sup>、「個別の指導計画」を土台として保護者と話し合う体制がまだ十分取れていないこと<sup>18)</sup>から「保護者と話し合うシステムづくり」が課題である。
- ④ ティームティーチングを実践する上で自分が指導に関わる個々の児童生徒の実態や課題を知っておく必要があるため、「個別の指導計画」を指導者集団で読み合わせをしたが、相当時間がかかり検討協議のための時間の確保が大変であること<sup>20) 17)</sup>、15～25 名近くの児童生徒全員の課題を盛り込み、毎回完全な効果をねらった授業を構築することは果たして

日常的に可能なのか（慢性的な話し合いの時間の不足など）<sup>18)</sup>、教科担任制のため関係教師と話し合う時間がとりにくいこと<sup>17) 20)</sup>や授業間の関連が図りにくいこと<sup>17)</sup>、から「各授業を効果的に実践するための検討協議の持ち方や教師間・教科間の連携の工夫」が必要である。

⑤ どう子どもを把握し、目標を立て、実践につなげるのか分からないこと<sup>2)</sup>、特に障害の重い子どものニーズの把握が困難であること<sup>21)</sup>から、「子どもの実態やニーズを的確に把握し、妥当性のある目標を設定することのできる力量の向上」が求められる。

⑥ 「個別の指導計画」は授業設計と必ずしも一致しているとはいえないこと<sup>22)</sup>、「個別の指導計画」は授業設計と評価の時にしか活用されにくいこと<sup>22)</sup>、「個別の指導計画」と授業との結び付きについて改善の必要があること<sup>11)</sup>、「個別の指導計画」は立てたものの、どう授業や実践に生かせるのかわからないこと<sup>2)</sup>、「個別の指導計画」で設定された課題を生かしてどう授業づくりをしていくか、という「個別の指導計画」と日々実践される授業との関連または接続の問題<sup>20) 24)</sup>、が多くあげられている。このことから、「個別の指導計画」を授業に生かすという観点から、「個別の指導計画と授業とのつながりを明確にするための考察」が、この実践を推進する上で今日的な喫緊の課題であるといえよう。

今日、全国の養護学校では、「個別の指導計画」の実践と反省を積み重ね、この実践当初に生じた問題点については、少しずつ解決の方向に向かいつつあるものと推察される。例えば、「個別の指導計画」の書式や保護者との話し合いの在り方、タイムスケジュールなどのシステム面については、校内で実践・協議を重ねることで徐々に改善することが可能であると考えられるからである。しかしながら、「個別の指導計画を作成する必要性を理解する」ためには、各学校の各教師に「個別の指導計画を作成する目的」が十分に理解される必要がある。また児童生徒一人一人についての検討協議のための時

間が慢性的に足りないという現状があり、しかも児童・生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握することの困難さ、「個別の指導計画」をいかにして日々実践される授業に生かしていくのかといった課題があげられている。これらの課題は、時間が経過しても簡単には解決することのできない内容であると思われる。ここに、わが国の障害児教育における今日的な基本理念としての「個別の指導計画の実践」を推進していくに際して、いくつかの解決すべき課題があることを指摘することができる。

### 3. 「個別の指導計画」推進のための課題

「個別の指導計画」に基づいた実践を養護学校などの障害児教育現場で推進していくためには、まず、「個別の指導計画を作成する目的」が各教師に理解されること<sup>24)</sup>が前提条件となる。この上に、学校としての組織づくりやシステムづくりが必要である<sup>23) 25)</sup>。

安藤（2001）<sup>26)</sup>は、「個別の指導計画」と授業との接続について、「個別の指導計画作成システム」と「授業システム」を分け、両者に関連づけることをあげている。すなわち、ここでの「個別の指導計画作成システム」とは、①実態の把握→②課題の設定と構造化→③各授業における年間の個別目標の設定と構造化の3つのステップを指し、一方「授業システム」とは、①長期および短期の授業目標や授業内容の設定、短期の個別目標の設定→②授業実施と記録→③各授業での評価の3つのステップを指している。その上で、それぞれのシステムを接続させ、最終ステップの各授業での評価を最初のステップである実態の把握にフィードバックさせている。さらに各授業での児童生徒の個別の目標が、どのような資料に基づき、どのような手順から導き出されたのかが、説明しやすくなることが重要である、としている。このシステムのとらえ方は、障害児教育現場の教師の作業活動を構造的に明確にした点で評価される。他方、障害児教育現場では「個別の指導計画」の作成と実践に関して、教師の「多忙感」が指摘されてお

り<sup>27)</sup>、このような状況下では複数の教師が放課後にお互いに時間を調整し合って、「個別の指導計画」を作成するための協議の場を定期的を設定することは容易ではない<sup>28)</sup>と考えられる。

そこで、教師の仕事の効率化を図るためのさまざまな工夫が提言されてきている。例えば、①わかりやすい手順の作成と無理・無駄を省いた書式の作成<sup>25)</sup>、②いらぬ事務作業を捨てて合理化を図るための書式と作業の標準化の提案<sup>26)</sup>、③優先すべき課題を明確にして取り組むこと<sup>19)</sup>、④限られた時間の有効な活用を図ること<sup>28)</sup>、⑤ITを活用して、「個別の指導計画」と通知表を関連付けること<sup>29)</sup>、および教育情報の共有化を図ること<sup>23)</sup>、などがあげられる。

また「個別の指導計画」を授業に生かすための具体的な方法も提案されてきている。例えば、生活単元学習や作業学習などの集団学習による授業では、学習集団のもつ学習課題の共通性や興味・関心の傾向を分析して指導計画を立案すること<sup>30)</sup>、今最も指導すべき重点指導目標を絞り込み、複数の教科・領域間の連携を図って少し詳しい「個別の指導計画」を作成して指導に当たること<sup>8)</sup><sup>31)</sup>などがあげられる。「個別の指導計画」は、その中に指導に関するあらゆる内容を網羅しようとするとう分量が多くなり、その結果実際の授業に生かしにくくなる。そこで、児童生徒の全体像を押さえながら、「個別の指導計画」の作成に関しては的を絞った重点的な書き方をした方が、見通しが持ちやすく実践に生かしやすくなり、時間のコストも削減され教育現場の実情に適合するものと考えられる。

さらに、阿部ら(2002)<sup>31)</sup>は、指導課題にどの側面からアプローチするかは担当者集団の判断によること、その側面を適切に取り上げ、教科・領域で指導内容や方法を具体化するのは、教師の専門性が問われる部分であり、その意味で、「個別の指導計画」に基づく授業を効果的に展開する基盤として、教師の研修体制を確立する必要があることを指摘している。この点に関して、姉崎(2001)<sup>12)</sup>は「教師が個別の指導計画の検討と実践に取り組むことを通じて、日頃の教育的活動を見直し、自己研修を深めるこ

とが大切である」、「個別の指導計画の検討に基づいた教育実践は、何よりも指導の基盤をなす教師一人一人の主体的な研修姿勢づくりである」と教員研修の重要性をすでに指摘している。またアメリカにおけるIEPの実践においても、この取り組みの当初よりIEPに関係する教師などの「専門性の向上」が重要課題としてあげられてきている<sup>32)</sup><sup>33)</sup>。

したがって、上述の内容から、「個別の指導計画」の実践を教育現場で推進していくためには、特に、「個別の指導計画作成の目的の理解」、「システムづくり」、「作業の効率化」、「妥当性のある指導目標の設定と評価」、「教師間および教科間の連携」、「研修の充実」、といった6つの課題がキーワードとしてあげられる。教師が「個別の指導計画」作成の目的を正しく理解することは、この実践を推進していくための出発点であり、最も重要な事項であると考えられる。また、この実践の推進のためには、システムづくりや作業の効率化などの学校全体の管理・運営面に関する形式的な方法論も重要であり、各学校においてその確立が願われる。そして妥当性のある指導目標の設定や教師間の連携などは、まさに教師の専門性が問われる側面であり、最終的に教師各自の研修姿勢や自己研修の質に負うところが大きいと考えられる。そこで、次にまず「個別の指導計画を作成する目的」について考察することにする。

#### 4. 「個別の指導計画」作成の目的

「個別の指導計画作成の目的」をまずしっかり押さえておかないと、この取り組みが形骸化する恐れが懸念される。すなわち、「個別の指導計画を作成する目的」を明確にしておかなければ、教師の日頃の多忙感等から、いつの間にか「個別の指導計画」を作成すること自体が目的にすり替わり、書式の穴埋めだけに止まることになる。その結果、この取り組みが形式的な事務作業に終わってしまい、「個別の指導計画」は作成したけれども普通の授業に何も生かされない、という状況が生じてしまうと考えられる。

「個別の指導計画」をこのように形骸化させないためには、「何のために個別の指導計画を作成するのか」という問いが、障害児教育現場の教師一人一人から主体的に鋭く問われるべきであり、この作成の目的が教師一人一人に十分に理解されねばならないと考える。しかしながら、文部科学省は学習指導要領の改訂に際して、「個別の指導計画」作成の目的はその解説書等においても一切明らかにしない立場をとっていることから、この問題については、各学校で主体的に取り上げ、十分に検討すべき最優先課題であると考えられる。

「個別の指導計画」作成の目的として、安藤(2001)<sup>34)</sup>は、①学校のアカウンタビリティ(説明責任)、②授業における教授—学習活動の活性化、③教師集団の自己教育力の向上、の3点をあげている。一方、宮崎(2002)<sup>35)</sup>は、①管理・運営のため(管理職)、②授業改善のため(教員)、③顧客満足のため(保護者・子ども)、の3点をあげている。

筆者は、「個別の指導計画」作成の目的として、以下の4点をあげたいと考える。①教師一人一人の専門性の向上(教師の力量形成)、②授業及び教育課程の改善(児童生徒の成長・発達の促進、個に応じた教育課程の編成)、③保護者と教師の相互の連携(保護者の理解と協力)、④信頼される学校経営(教育情報の保管・活用と指導の説明の責任)、である。

まず第一に、教師が担当する児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、重点指導目標や各教科・領域にわたる長期及び短期目標を設定したり、適切な指導内容を選定したりするためには、それ相応の専門性が求められることになる。教師がこうした力量を形成するためには、幾人もの児童生徒について実際に「個別の指導計画」を作成して実践し、これに修正を加えることを通じて、日々自己の専門性を向上させる研修に励むことが不可欠である。この教師の専門性の向上を図ることが、「個別の指導計画」を作成する第一の目的であると考えられるが、この点に関してはこれまでほとんど論じられていない。第二に、「個別の指導計画」に基づいた、ある

いはそれを生かした授業を展開すると共に、この実践を通じて、教育課程を見直し改善していくことが重要である。これまで、「個別の指導計画」の作成が義務化される以前には、どちらかと言えば、教師の「感」を拠りどころにしながら、教育課程を編成したり授業を設計したりして実践してきた傾向が伺える。しかしこれからの時代は児童生徒一人一人の教育的ニーズを明文化し、それに基づいた「個別の指導計画」を基盤に据えた、科学的に根拠のある授業づくりや教育課程づくりが求められる。第三に、「個別の指導計画」の実践に際して、保護者にもこの主旨を十分に理解してもらい、保護者による我が子の教育に対する願いや評価を「個別の指導計画」に生かすと共に、教師と保護者が相互に協力し合い高め合いながら、子どもの教育に当たっていくという関係づくりが望まれる。第四に、「個別の指導計画」を作成し、個人情報の保護に十分留意しつつ、それを保管し、教師間および教師・保護者間で情報を共有し合い有効に活用することは、一貫した、系統的な指導を行う上で重要である。また学校として保護者に対して子どもの指導の説明責任を果たすことは、今日的に学校経営上の基本といえる。

上述した「個別の指導計画」作成の目的が、各学校で十分に検討され、教師や保護者の一人一人に理解されて始めて、この取り組みが地に足を着けて推進されていくものと考えられる。

## 5. 「個別の指導計画」実践における教員研修の視点

「個別の指導計画」の実践を推進する上で、全体のシステム化や事務作業の効率化を図ることはもちろん必要であるが、それと同時に教員研修の視点を欠かすことは出来ない。ここでは、これまでほとんど論じられていない教員研修の視点に立って、「個別の指導計画」の実践について考察することにする。教師の日頃の教育活動である、「個別の指導計画」の作成から授業実践、授業の評価と反省、そして「個別の指導計画」や授業の見直しと修正に至るまでの一連の過程

は、教師の資質能力を保持し高めるための研修過程としてとらえることができると考える。

第一ステップは、「個別の指導計画の作成」である。ここでは、児童生徒本人や保護者のニーズの把握、行動観察、諸検査の実施、各関係機関からの情報の収集、前年度の教育資料の活用などを通じて、児童生徒一人一人の重点指導目標や教科・領域の指導における長期目標などの検討を行い、ケース検討会を実施する。次に各教科等における短期目標の検討、指導内容の選定および配慮事項の検討を行い、再度ケース検討会を実施し個別の指導方針の確認と修正を行う。このようにして一人一人の「個別の指導計画」の作成を行う。

第二ステップは、作成した「個別の指導計画の把握」である。ここでは、作成した「文書」としての「個別の指導計画」を各教師が授業や指導に生かせるように、自分自身のものとして理解し把握する過程である<sup>12)</sup>。児童生徒一人一人の障害や特性等を十分に理解した上で、重点指導目標や各教科等の指導目標・内容、配慮事項などを把握する。そして各教師が担当する児童生徒一人一人の指導をわかりやすく図式化し相互に関連づけて構造的に理解し、個別の指導方針を明確にすることが大切である。ここでの教師の内的研修の成果が、授業づくりの成否につながるものと考えられる。

第三ステップは、「授業構想を練り、教材研究の準備をすること」である。ここでは、児童生徒一人一人の障害や特性等を踏まえて学習集団を編成すると共に、教師集団の指導体制をつくり、指導内容・方法の吟味、教材の研究、教材教具の準備を行う。授業の展開を具体的にイメージし、授業実践に向けた準備を行うことになる。

第四ステップは、「授業実践」である。ここでは、個別の指導方針に基づいて授業（個別指導または集団指導）を展開すると共に、目の前の児童生徒一人一人の行動に対する臨機応変な教育的対応が必要とされる。そして教師各自の個性や特技、持ち味を生かした教師集団による連携のとれた創意ある授業の展開が求められ

る<sup>12)</sup>。また授業実践は各教師が把握した児童生徒一人一人の「個別の指導計画」を検証する場ともなっている。

第五ステップは、「授業の評価と反省」である。授業に参加した児童生徒一人一人の学習の記録を付け、客観的な段階評価を行うと共に、教師側の指導の評価と反省を行う。そして児童生徒一人一人の実態把握を再度深めたり、重点指導目標の再確認をしたり、学習集団の編成および指導方法・指導体制などについて見直したりする。この授業の評価と反省は、単元・題材ごとに、あるいは各学期末や学年末ごとに実施され、その都度、作成した「個別の指導計画」を修正したり、授業構想や教材・教具を見直したり、日々の授業を見直したりすることに生かしていく。この研修は、指導の改善を図る教師の内的研修として位置付けられる。

そして上記の各ステップを有機的に結合させ、無理・無駄・ムラをなくした効率の良い研修システムをつくるのが肝要である。

「個別の指導計画」の実践には、以上の5つの教員研修のステップがあると考えられる。「個別の指導計画」の作成が義務化される以前は、第一ステップの「個別の指導計画の作成」と第二ステップの「個別の指導計画の把握」は必ずしも明確にされていなかったことから、これまで教育現場では第三ステップの「授業構想を練り、教材研究の準備をする」ことから始め、第四ステップの「授業実践」、そして第五ステップの「授業の評価と反省」を実施してきたといえる。すなわち、指導の対象となる児童生徒一人一人の「個別の指導計画」を十分に検討することなく、まず、指導内容や指導体制などの検討を先行させる形で進められてきたといえるのである。しかしながらこのような取り組みでは児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導にはなりえず、障害児教育の目指す「個に応じた指導」の実現に結び付かないことは論を待たない。

## 6. 「個別の指導計画」を授業に生かす教師の実践的力

「個別の指導計画」の作成が義務化されたことによって、第一ステップの「個別の指導計画の作成」が重視され、まず形式を整えることから始まったのである。その結果、全国の養護学校などの障害児教育現場では、「個別の指導計画」の作成を急ぐことになったが、前述のとおり、日々の授業にはつながりにくいなどの問題点が多々指摘され早くも形骸化の兆しが見られることから、この取り組みが今後真に実のあるものとなるのかどうか懸念される。この主な理由として、これまでは第一ステップの「個別の指導計画の作成」に力点が入り過ぎ、時間の大半をかけすぎた結果、次の第二ステップの「個別の指導計画の把握」や第三ステップの「授業構想を練り、教材研究の準備をする」といった研修がなおざりにされ、その結果、第一ステップの「個別の指導計画の作成」を第四ステップの「授業実践」に直接結び付けようとしたことが考えられる。しかしながら、「個別の指導計画」と「授業」との結び付きは明らかに間接的な結合関係にあることから、「個別の指導計画の作成」だけでは即よりよい授業の展開にはつながらないのである。「個別の指導計画の作成」はあくまでも第一ステップに過ぎず、これのみが目的化すると、この取り組みが本末転倒に陥り形骸化につながることになる。大切なことは、「個別の指導計画」をいかに授業に結び付けるか、あるいはいかに授業に生かすかという視点である。そのためには、第一ステップから第二ステップ、そして第三ステップの研修を順に踏まえることが原則となる。このような各ステップの研修を踏まえることによって、第四ステップの「授業実践」につながるのである。こうした一連の研修ステップの流れを各教師が十分に理解する必要がある。

特に、第一ステップから第二ステップにかけての研修過程は最も重要であると考えられる。この研修過程は、教師集団で作成した「個別の指

導計画」を各教師がもう一度、自らの中で再度吟味し、自らの血とし肉となるまで理解を深める過程である。すなわち「文書としての個別の指導計画」を実際の授業に生かせる「授業に生きる個別の指導計画」に、教師の内面において加工を加え、再創造する過程としてとらえ直すことができる。そしてこの研修過程で個別の指導方針を明確にし、それを説明することのできる力量が求められる。この教師の創造的かつ主体的な研修こそ、今日「個別の指導計画」の実践において最も重視すべき研修であるといえる。しかしながら、この研修の重要性に関してはこれまで指摘されていない。作成した「個別の指導計画」を基に、児童生徒一人一人の指導の要所を的確に押さえ、指導をできるだけわかりやすく構造的に理解するように努める必要がある。この研修の成果は、次の第三ステップにつながり、具体的な授業のイメージづくりに生かされることになる。この第二ステップと第三ステップの研修の質が、よい授業をつくるかどうかを決定するともいえる。

このように「個別の指導計画」を授業に生かすためには、その過程にいくつかの研修ステップがあることから、まず十分な時間の確保が求められることになる。そのためには、校内の研修体制を整備することが前提となる。しかしながら、教育現場の諸事情から、児童生徒一人一人の指導の在り方について十分な話し合いの時間が確保できない場合には、工夫が必要である。例えば、研修対象とする重点教科を指導の中心となる「生活単元学習」や「作業学習」などに絞って、各児童生徒の「個別の指導計画」を詳しく作成し、それを踏まえて授業づくりにつなげ、評価をしていくことが現実的に無理のない方法として考えられる。

また、養護学校においては小学部の児童や重度・重複障害児の場合には、担当教師を固定化しやすく、その分「個別の指導計画」を作成しやすいものと考えられる。一方、中学部や高等部では教科担任制になるため、教師集団による指導体制が複雑になりやすく、その結果、ケース検討会を持つこと自体が時間的に難しくなり、

「個別の指導計画」を形式的に整えるだけで精一杯になりやすい。このように「個別の指導計画」は、校内においても学部や指導体制の相違などにより、作成のしやすさには差が出るものと考えられる。特に、ケース検討の時間が短く十分な話し合いが出来ない場合には、各児童生徒の指導に責任を持つ各担当教師が当該児童生徒の「個別の指導計画」の把握に関して、責任を持つことが重要である。ケース検討会では話し合いの回数を重ねても、どうしても時間が不足し、教師集団で個別の指導方針を決定するまでには至らない場合が考えられる。しかし、たとえ話し合う時間が短くても、諸々の教育資料や関係する複数の教師および保護者の意見などを基に「個別の指導計画」を作成・把握して個別の指導方針を決定し、授業を展開することのできる専門性が、今日障害児教育を担当する教師に求められている。ここでは特に、各教師が担当する児童生徒の指導に関係する他の同僚教師の理解と協力を仰ぐことが重要である。すなわち、ケースの話し合いに時間をかければそれで足りるというのではなく、重要なことはケースについての話し合いの時間が短くても、児童生徒の指導に責任を持つ担当教師が指導の要所をとらえた個別の指導方針を明確にし、それを教師集団で共通理解し授業に生かしていく実践的力量が教師一人一人に問われていることを認識することである。

## 7. 障害児教育教員研修制度の課題

今日「個別の指導計画」の実践における最大の課題は、教師が作成した「個別の指導計画」に基づいて、「個別の指導計画を把握し、個別の指導方針を明確にして、それを説明できるようになることである」と考える。特に、担当教師には同僚教師や保護者が納得できるように、いつでもどこでもわかりやすく、しかも的確に個別の指導方針を説明することのできる力量が求められる。この専門性を培うことこそが、今日障害児教育を担当する教員の研修に最も求められている課題である。この課題を達成するた

めには、学校運営や研修体制のシステムの改善と、もう一方では教師一人一人の主体的な内的研修の充実が重要であり、この両者の推進が望まれる。

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会では、教員免許更新制の可能性などが議論され、同審議会が平成14年2月にまとめた答申「今後の教員免許制度の在り方について」<sup>35)</sup>には、教員の専門性の向上を図るために、教職10年を経過した教員に対する新たな研修の構築や校内研修の充実などが提言されているが、障害児教育については具体的には示されていない。

障害児教育の分野では、「個別の指導計画」に基づいた授業の創造が今日的な課題としてあげられていることから、各学校が任意に「個別の指導計画」に基づいた授業づくりを行っているのが現状である。しかしながらこのような取り組みでは、学校や教員によって研修の質に差が出ることから教師各自の「個別の指導計画」の実践に関する専門性を向上させるという点で必ずしも十分とは言えない。今日、障害児教育担当教員の専門性を高め、資質能力を一定水準に保持するためには、現行の教員のステージ研修の在り方を根本的に見直す必要がある。今後、「初任者研修」や「5年目研修」、「10年目研修」、さらに「障害児教育担当新任者研修」を教員の資質能力の向上を図る大切な研修の節目として押さえ、これらの研修に、「個別の指導計画」に関する基礎理解や校内での「個別の指導計画の作成」とそれに基づいた研究授業の実施、授業反省会への出席、研修成果の自己評価および管理職による点検と指導を位置づけること<sup>36)</sup>が、障害児教育における教員研修制度の課題の一つとしてあげられる。

## 参考文献

- 1) 文部省 盲学校、聾学校及び養護学校 幼稚部教育要領 p. 幼5 小学部・中学部学習指導要領 p. 小・中8、26 および高等部学習指導要領 p. 高13、104 1999年



- 2) 太田俊巳 個別の指導計画 一人ひとりが輝く教育を求めて 解題 発達の遅れと教育 p.4 2002年6月
- 3) 国立特殊教育総合研究所 知的障害特殊学級における教育課程および指導法に関する調査報告書 p.22 2000年
- 4) 西 正道他 特殊学級における知的障害児教育の現状と課題(2) 日本特殊教育学会第39回大会発表論文集 p.538 2001年
- 5) 若葉陽子 言語障害児教育における個別の指導計画作成に伴う教員支援システムの構築 平成10年度～平成12年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(2))研究成果報告書 pp.31-48 2001年
- 6) 阿部厚仁 通級による指導に期待するもの—個別の指導計画とケース会議— 季刊特別支援教育 No.5 pp.48-52 2002年
- 7) 安藤隆男 今、あらためて自立活動を考える—個別の指導計画作成の実践現場の声に焦点をあてて— 養護学校の教育と展望 No.121 pp.2-7 2001年
- 8) 香川邦生 自立活動の力が試されるとき 養護学校の教育と展望 No.125 p.40 2002年
- 9) 文部省 盲・聾・養護学校の移行措置の概要 季刊特殊教育 No.96 pp.54-56 1999年
- 10) 相澤雅文・池田忠之 知的障害養護学校における「個別の指導計画」の現状と課題 宮城教育大学附属養護学校研究紀要 第33集 pp.104-109 1999年
- 11) 三浦光哉・川村秀忠 個別の指導計画の書式と活用に関する調査—国立大学附属養護学校の現状— 発達障害研究 第23巻 第3号 pp.209-217 2001年
- 12) 姉崎 弘 肢体不自由養護学校における「自立活動」の今日的課題 三重大学教育学部研究紀要 第52巻 (教育科学) pp.133-147 2001年
- 13) 菅井裕行・佐島 毅・石川政孝・後上鐵夫 全国盲・聾・養護学校における自立活動に関する調査(3) —個別の指導計画をめぐる実態を中心に— 日本特殊教育学会第40回大会発表論文集 p.385 2002年
- 14) 前掲書1) p.小・中2、p.高2
- 15) 静岡県立西部養護学校 平成13年度研修のまとめ 第20号 個を育てる授業づくり—個別の指導計画を授業に生かすための実践— p.8 2002年
- 16) 秋田大学教育文化学部附属養護学校 研究紀要 第28集 個々の指導目標を最適化する試み—個別指導計画書の作成と活用(その3)— pp.6-11 2002年
- 17) 川間健之介 日本特殊教育学会第37回大会シンポジウム報告 自主シンポジウム3 個別の指導計画の具体的な課題 特殊教育研究 第37巻 第5号 p.212 2000年
- 18) 千葉聡美 個別指導計画の実践—導入と活用— 養護学校の教育と展望 No.112 pp.18-24 1999年
- 19) 日本特殊教育学会第39回大会シンポジウム報告 自主シンポジウム19 子どもと授業と個別指導計画—豊かな生活への支援— 特殊教育学研究 第39巻 第5号 p.109 2002年
- 20) 笠原芳隆 個別の指導計画の授業への生かし方とその基本的な考え方 季刊特別支援教育 No.5 pp.37-41 2002年
- 21) 森口訓博・海瀬 茂 障害の重い子どもの個別教育計画の実際と問題点 養護学校の教育と展望 No.112 pp.12-17 1999年
- 22) 土田弘治・中村邦夫・榎木正美 自主シンポジウム33 授業と個別指導計画—成長と発達を確かに支援していくために— 日本特殊教育学会第38回大会発表論文集 p.165 2000年
- 23) 高橋和明 学校における個別の指導計画の運営 肢体不自由教育 155 pp.11-18 2002年
- 24) 中村邦夫 自主シンポジウム24 授業づくりからみた個別指導計画—その実践と課題の検討— 日本特殊教育学会第37回大会発表論文集 p.S62 1999年
- 25) 木村 豊 日本特殊教育学会第38回大会

- シンポジウム報告 自主シンポジウム 34  
 個別の指導計画の実践を通じて 特殊教育学  
 研究 第38巻 第5号 pp. 213-214 2001  
 年
- 26) 安藤隆男 個別の指導計画作成の方法論  
 安藤隆男編著 自立活動における個別の指導  
 計画の理念と実践 川島書店 pp. 87-105  
 2001年
- 27) 安藤隆男 養護・訓練における個別の指導  
 計画作成に関する基礎的研究 上越教育大学  
 研究紀要 第19巻 第2号 pp. 653-664  
 2000年
- 28) 宮崎 昭 役に立つ個別の指導計画を案に  
 作ろう 肢体不自由教育 155 pp. 4-9 2002  
 年
- 29) 富樫敏彦 個別の指導計画をコンピューター  
 ネットワークで 発達の遅れと教育 No. 535  
 pp. 26-27 2002年
- 30) 及川 求 日本特殊教育学会第38回大会  
 シンポジウム報告 自主シンポジウム7  
 「個別の指導計画」と「個別アプローチプラ  
 ン」の提唱—個別の指導計画を考える— 特  
 殊教育学研究 第38巻 第5号 p. 163  
 2001年
- 31) 阿部美穂子・中野きみよ・田中美由起 個  
 別の指導計画に基づく授業づくり—指導計画  
 による授業間の連携— 肢体不自由教育 156  
 pp. 25-29 2002年
- 32) Tymitz, B. L. Instructional Aspects of the  
 IEps: An Analysis of Teachers' Skills and needs.  
 Educational Technology, 20, 13-20, 1980.
- 33) Bauwens, J., & Korinek, L. IEps for Coope-  
 rative Teaching: Developing legal And useful  
 Documents. Intervention in school and clinic,  
 28 (5), 303-306, 1993.
- 34) 安藤隆男 個別の指導計画作成の目的論  
 安藤隆男編著 自立活動における個別の指導  
 計画の理念と実践 川島書店 pp.73-84  
 2001年
- 35) 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在  
 り方について」(答申) 2002年2月
- 36) 姉崎 弘 盲・聾・養護学校における特殊  
 教育教諭免許状の保有率向上をめぐる(2)  
 —免許状の取得から専門性の向上を目指した  
 研修の充実へ— 学会企画シンポジウム1  
 日本特殊教育学会第39回大会発表論文集  
 p.51 2001年